

雇用状況の記入に当たっての注意事項

○障害者雇用状況報告書の提出義務のある企業

雇用状況欄の①～④の各人数の算定に当たっては、法定雇用率制度の算定方法に準じます。
(ハローワークに提出した、障害者雇用状況報告の算定方法と同じです。)

○障害者雇用状況報告書の提出義務のない企業

①常用雇用労働者の数

常用雇用労働者とは、雇用契約の形式如何を問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、1年を超えて雇用される者(見込みを含みます。)をいいます。

常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を、短時間労働者といい、1人につき0.5人とカウントします。

(記載例)

1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者の数が30人、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者の数が18人の場合
 $\cdot 30 + (19 \times 0.5) = 30 + 9.5 = \underline{39.5}$ 人

②法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数

(計算式)

①常用雇用労働者の数 - {①常用雇用労働者の数 × 除外率(1人未満の端数切り捨て)}

※事業所が複数ある場合は、事業所ごとに算出した数を、合計してください。

※除外率のない業種の場合、①と同じ数になります。

(記載例)

建設業(除外率20%)の場合
 \cdot 常用雇用労働者数 $39.5 \times$ 除外率 0.2
 $= 7.9 \div 7$ (端数切り捨て)
 \cdot 常用雇用労働者数 $39.5 - 7 = \underline{32.5}$ 人

※除外率のない場合

\cdot ① $39.5 \times$ 除外率 $0 = 0$
 \cdot ① $39.5 - 0 = \underline{39.5}$ 人

③常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数の計

常用雇用労働者である身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数を、実人数でカウントします。

(記載例)

常用雇用労働者である身体障害者の数が1人、知的障害者の数が1人、精神障害者の数が0人の場合
 $\cdot 1 + 1 + 0 = \underline{2}$ 人

④法定雇用障害者数

法定雇用障害者数とは、法定雇用率達成に必要な雇用障害者の数をいいます。

(計算式)

②法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 × 法定雇用率(1人未満の端数切り捨て)

(記載例)

②法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人未満の企業については、法定雇用義務がないため、計算結果は0人となります。
 \cdot ② $32.5 \times 2.3\% = 0.7475$
 $\div \underline{0}$ 人(端数切り捨て)

【法定雇用率と法定雇用義務のある企業の範囲】

法定雇用率	法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	
	法定雇用義務あり	法定雇用義務なし
2.3%	43.5人以上	43.5人未満